

3. 法学部

I	法学部の教育目的と特徴	・ ・ ・ ・ ・	3	—	2
II	分析項目ごとの水準の判断	・ ・ ・ ・ ・	3	—	3
	分析項目 I	教育の実施体制	・ ・ ・ ・ ・	3	— 3
	分析項目 II	教育内容	・ ・ ・ ・ ・	3	— 4
	分析項目 III	教育方法	・ ・ ・ ・ ・	3	— 8
	分析項目 IV	学業の成果	・ ・ ・ ・ ・	3	— 10
	分析項目 V	進路・就職の状況	・ ・ ・	3	— 12
III	質の向上度の判断	・ ・ ・ ・ ・	3	—	15

I 法学部の教育目的と特徴

- 1 新潟大学法学部は、個人の尊厳を保障し、人権を擁護する社会の実現への寄与を理念とし、リーガルマインド（法学的な考え方）・リーガルリテラシー（法の仕組みや考え方を理解・活用する力）を身に付け、問題発見、課題処理、政策評価の面で、情報化、地域化、国際化に対応できる総合力を持った人材の養成を教育目的としている。
- 2 法学部は新潟大学の中期目標に基づき、広い視野を持って自由で公正な社会の実現に寄与する人材、「連帯する精神」を基調とし「社会的正義」を実現するコミュニケーション能力を有する「責任感」をもつ自律した個人の養成を教育目標とし、この教育目標を実現するために、以下の取組を行っている。
 - (1) 基礎教育、専門基礎教育、社会人準備教育という段階を設け、学生が各段階における授業を効率的に受講できるよう4年間一貫した体系的コア・カリキュラムを作成し、連続したプロセスを重視する教育を行っている。同時に、4年間を通して少人数教育を行い、学生の問題意識を引き出し、課題処理能力を付けさせる教育を行っている。
 - (2) 実践的体験的な教育を重視し、“学部と社会とのサーキュレーション”という理念を具体化し、「賢人会議」など実社会の第一線で活躍している実務家を講師に迎える一方で、学生を社会の実務現場に送り出すインターンシップを推進している。前者は20年近く、後者は国立大学法学部としては最初に実施され、15年近く継続している。
 - (3) 交流協定締結大学との間で長期に渡って交換留学事業を実施し、異文化交流や相互理解を目指す体験的学習の機会を学生に提供している。
 - (4) 高校での「出前講義」などの活動を通して、法学部の理念に共感する学生に対して学習の門戸を積極的に開いている。そして、一般入試を前期日程と後期日程入試に分けて実施し、さらに、推薦入試、3年次編入試験等を実施し、かつ、転部希望学生にその機会を提供して入学機会の複線化に努めている。
 - (5) 専門家集団として社会との連携を深めるために、ほぼすべての開講科目を、一般市民が聴講できる市民開放授業とすることを通じて、地域社会への貢献に努めている。

[想定する関係者とその期待]

法学部が想定する関係者は、国民一般であるが、具体的には、第一に、法学部への入学を希望している高校生であり、民間企業や各種公務員としての能力の涵養、法科大学院進学への学力など多様な教育が期待されている。第二に、法学を学ぶ在学生、そして第三に、法学部生の進路先である民間企業、地方公共団体および中央官庁であり、法的素養を持ったジェネラリスト、個人の価値観の違いを尊重しつつ広い視野に立てる人材、あるいは社会的正義の実現に強い意欲を有する人材の育成が期待されている。第四に、法曹専門家や研究者として、法学的な思考方法や法制度に対する基礎知識を確実に修得した人材の育成も期待されている。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

法学科の学生定員は平成 16 年に実務法学研究科が設置されたこともあって、975 名から 730 名になっている。学生は、一般入試などによる学生のほか、短期大学からの 3 年次編入学生、帰国子女や留学生に加えて交流協定に基づく短期留学生である(資料 1-1-1)。他方、教員は、専任 25 名および実務法学研究科との重複専任教員 17 名となっている。また、常勤教員の中には、中国、イギリスからの外国人教員(任期付)が含まれる。こうした専任教員による教育体制に加えて、官庁や企業の現職職員が非常勤講師として講義を担当している。さらに、国際交流協定を締結している大学のスタッフを招聘して定期的に集中講義を行っている。このように、法律・政治学専門の専任教員と学外からの非常勤講師および外国人教員による教育体制をとって、専門教育の充実と社会とのサーキュレーションおよび国際性を考慮して教員配置がなされている。

資料 1-1-1 入学試験種類ごとの入学者数

年度 選抜種別	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
個別試験	132	133 (2)	136	138 (1)
推薦	65	51	49	48
帰国子女	0	1	2	0
中国引揚者等子女	0	0	1	0
私費外国人留学生	3	4	0	2
転部(転入)・編入生	11	10	5	5

(注) 括弧内は大学入学資格検定等入学者数を表す(内数)。

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

教育内容および方法に関しては、学務委員会を中核とした体制が組み立てられており、学務委員会が、4 年一貫したカリキュラムの編成や、時間割、その他学生の学習支援体制などの事項に関して、教育を体系的に構成し運用する仕組みになっている。そして、教育内容および教育方法の改善については、全学アンケート調査に加え、法学部独自に学生に対して各授業についての記述式アンケート調査を毎学期末に行っている。集約された調査結果は、教員全員に配布されるだけでなく、法学部資料室で教員・学生ともに閲覧できる。そして、学生からの要望に対しては、授業ごとに理解度を深めるための質問用紙を配布するなど、教育内容や方法の改善に役立てている。こうした対応によって、授業に対する学生の満足度は上昇傾向を見せている(資料 4-2-1, 3-11 頁)。

また、インターンシップ、リーガル・スタディ、憲法基礎演習、民事法基礎演習などの教育グループによる F D が定期的開催されており(資料 1-2-1)、受講学生の状況や学習実態の検討を通して、テキストの作成ならびに教育内容・方法の改善に向けて検討を行い、毎年テキストが改訂されており、新しい判例や基本文献の差し替えなど学生に対して常に新しい情報に接する機会を提供している。さらに、これまでの F D における検討を踏まえ、学生が在学中に修得した能力を自己確認させるために、4 年次学生が卒業研究としての小論文 Junior Research Paper を作成する制度を、3 年間試行した後に、平成 19 年度卒業生から開始することになった。

資料 1-2-1 F D の実施回数

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
9	9	12	9

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

学務委員会主導で教育体制を組み、外国人教員や実務家を含む学外講師による特色ある授業を提供することに加え、全学および法学部独自のアンケート調査の結果を授業内容や方法に反映させるとともに、教育グループによる F D の結果として、年度ごとに使用教科書を改訂するなど、継続的に教育体制の再検討を行っている。このように、教員だけの検討だけでなく、教育を受ける学生との情報交換を踏まえながら常に新しい情報を教育に反映できる体制を整えて運用している点は、教育の第一の受益者である学生の期待に十分応えている。その結果、学生による授業評価が向上している (資料 4-2-1, 3-11 頁)。

分析項目Ⅱ 教育内容

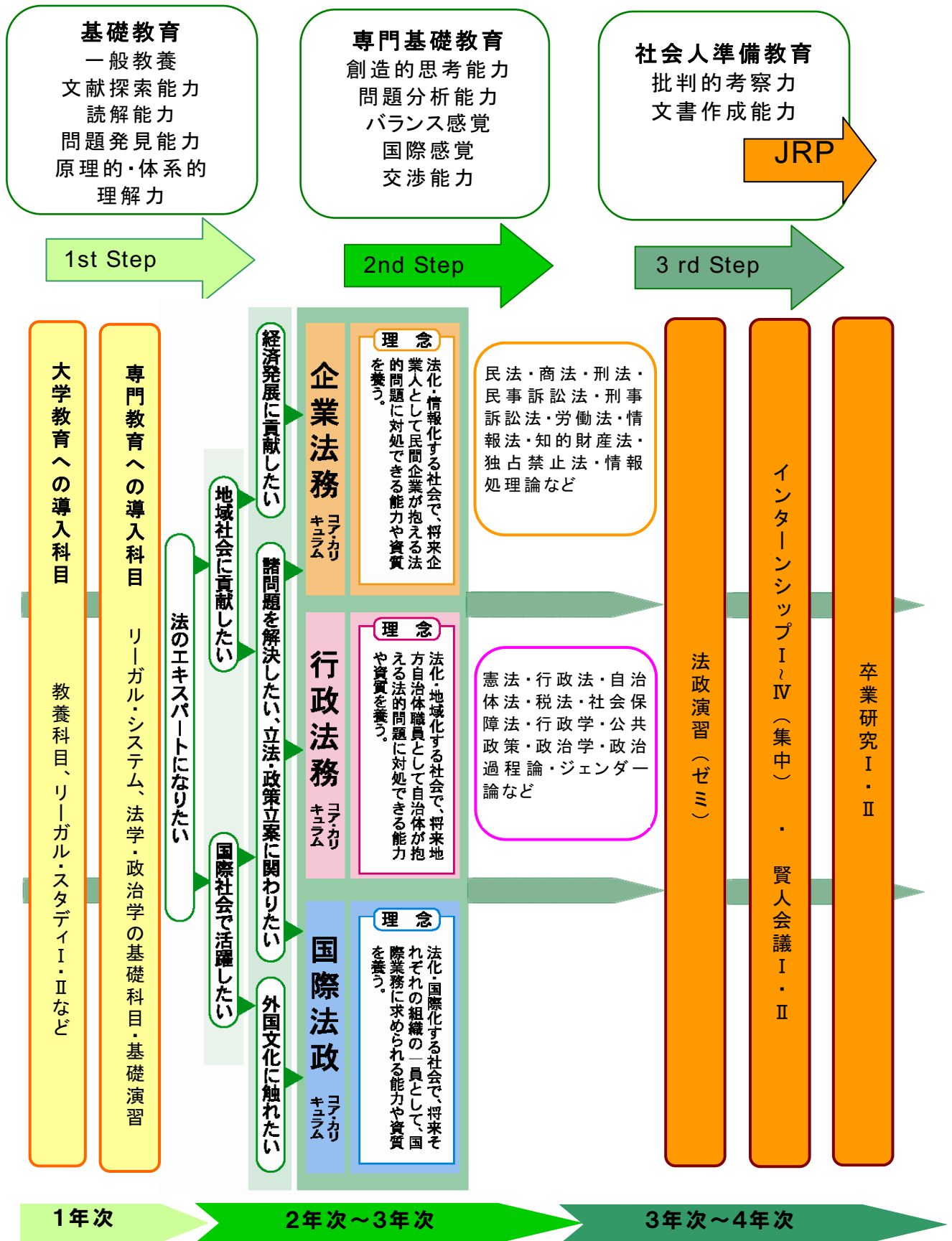
(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点到係る状況)

学部教育は、①基礎教育科目・専門基礎教育科目・社会人準備教育科目という基礎段階から応用的段階へと展開され、②その内容は人材養成別の体系的な履修モデルとして編成した企業法務、行政法務、国際法政の 3 つのコア・カリキュラムとなっている。学生は、それぞれの関心と将来設計を念頭において学習ができる編成となっている (資料 2-1-1)。この体制のもとで、それぞれのコア・カリキュラムにそって、リーガル・スタディ (1 年次)、基礎演習 (2 年次)、法政演習 (3 年次)、卒業研究 (J R P) (4 年次) は少人数 (15 名前後) で行われる授業となっており、4 年間継続して体系的な学習が少人数でも提供される点に特色がある。この 4 年次に行われる J R P 制度は、学生が問題意識をもち、問題設定能力や問題処理能力を適切に修得したかを検証するものである。また、外国人教員の講義や実務家を含む学外講師による授業も恒常的な教育課程における重要な要素となっている (資料 2-1-2, 2-2-3)。加えて、学外講師による賢人会議とインターンシップは、大学と社会との相互連携を具体化するものとして、法学部教育の中で不可欠かつ重要な役割を果たしている。学生は、この教育体制のもとで、卒業までに教養教育に関する授業科目と専門教育に関する授業科目を 124 単位取得することになる (資料 2-1-3)。そこでは、法学政治学に関する専門的な知識だけでなく、その基盤となる深い教養が必要であるとの認識のもと、多様な内容の講義を受講するよう指導がなされている。

資料 2-1-1 教育編成基本方針とその概略



資料 2-1-2 外国人教員による外国語での講義（括弧内は内数で集中講義）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
西洋法文化など	10 (2)	10 (1)	11 (1)	13 (2)
アジア法文化など	5 (2)	11 (2)	8 (3)	11 (3)

資料 2-1-3 卒業に必要な単位とその内訳

区 分	単位数	備 考
教養教育に関する授業科目	必修科目	10 外国語 6 単位 リーガル・スタディ 4 単位
	選択科目	20
	計	30
専門教育に関する授業科目	必修科目	8 憲法基礎演習などから 4 単位 卒業研究 4 単位
	選択科目	86 法学部以外の学部が出す講義は 48 単位まで認定する
	計	94
合 計	124	

(注) 新潟大学法学部規程より作成。

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

学生が、法律学や政治学だけでなく、他の学問領域にも関心を向け、広い視点で学習できるように、他学部開設科目の履修について 48 単位を上限として卒業要件単位に含めることができる。また、国際交流への要望に応えるために、外国の交流協定締結校である北京大学・精華大学（中国）、ミュンスター大学（ドイツ）、ブリストル大学（連合王国）などには毎年交換留学生を派遣しており、派遣学生が相手方大学で取得した単位を一定の条件のもとで 30 単位まで卒業要件単位に組み入れて、派遣学生が努力した成果を評価する体制をとっている（資料 2-2-1）。

次に、社会との接点を持ちたいという学生の要求に応じて、インターンシップを行い、学生が実務経験を積むことができる体制を確立している（資料 2-2-2）。また、インターンシップについては、毎年報告書を作成し、法学部教員全員に配布してインターンシップの実情と重要性を理解させる一方で、法学部資料室で学生が自由に閲覧できるようにするとともに、インターンシップ受け入れ組織機関にも送付し、受け入れ機関の要請にも応じている。こうした、キャリア教育の延長線上に、社会の実情を知りたいという学生からの求めに対して、学外講師による「賢人会議」を開講して、学生に対して大学外の情報を提供し、将来の進路を考える場を設定している。なお、在学生の関心や学習のインセンティブを高めるため、法学部卒業生を毎年講師として招いている（資料 2-2-3）。

社会からの要望に応えるために、法学部は、全学に先立ち、定員のある演習や卒業研究など限られた科目を除き全て市民へ開放しており、すでに自治体との協力に基づいて長期に渡って実施してきた市民大学と両輪となって地域との連携および地域への知の還元を積極的に行っている（資料 2-2-4、2-2-5）。

資料 2-2-1 交流協定に基づく留学生（1年の短期留学）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
派遣学生数	10	11	8	6
受入学生数	4	3	3	3

(注) 平成 16 年度から平成 18 年度には、全学協定に基づくカナダ・アルバータ大学への派遣学生 1 名を含む。

資料 2-2-2 インターンシップ受講者数

	受講者数		インターンシップ先内訳						
		キャリア インター ンシップ	行政	福祉	弁護士等 事務所	マスコミ	金融	商 業 サービス	NPO その他
平成 16 年度	101	7	37	1	14	9	10	15	8
平成 17 年度	73	4	29	2	10	10	6	12	0
平成 18 年度	68	9	26	3	8	11	3	8	0
平成 19 年度	55	5	22	2	6	7	6	7	0

資料 2-2-3 賢人会議講師内訳

	人数	内訳
平成 16 年度	16 名 (6)	芸術 (1), 公務員 (7), 企業 (3), メディア (1), 政治 (2), 法律 (2)
平成 17 年度	17 名 (4)	芸術 (1), 公務員 (7), 企業 (3), メディア (1), 税理士 (1), 法律 (4)
平成 18 年度	16 名 (5)	芸術 (1), 公務員 (8), 企業 (1), メディア (2), 税理士 (1), 司法書士 (1), 法律 (1), 政治 (1)
平成 19 年度	16 名 (4)	芸術 (1), 公務員 (5), 企業 (4), メディア (4), 会計士 (1), 法律 (1)

(注) 人数欄の括弧内は法学部卒業生数。

資料 2-2-4 市民へ開放された法学部授業の状況

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
開講数	31	7	56	39
受講生数	11	12	80	61

(注) 平成 16 年度は、すでに法学部独自に行っており、演習など一部の科目を除き、原則、全授業が市民開放授業となっていた。

資料 2-2-5 公開講座の実施状況

	開講数	開講地域
平成 16 年度	6	新潟市・見附市・柏崎市・白根市・津南町・村松町
平成 17 年度	4	新潟市 (新潟地区・白根地区)・柏崎市・津南町
平成 18 年度	4	新潟市 (新潟地区・白根地区)・柏崎市・津南町
平成 19 年度	3	新潟市 (新潟地区)・見附市・津南町

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

学生のニーズに応えるために、コア・カリキュラムで内容を明快にした教育編成の下、リーガル・スタディに始まり卒業研究で完結する少人数教育が4年間一貫する形でとられている(資料 2-1-1)。その内容も外国人教員の講義や「賢人会議」なども含まれており、学部が重視する国際性や社会とのサーキュレーションを意識した編成になっている。そして、市民への講義開放も行われており、教育が正規学生にとどまらず広い射程で行われて、社会のニーズにこたえる体制が十分整っている点で、期待を上回るといえる。

分析項目Ⅲ 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況)

リーガル・スタディに始まり、基礎演習、法政演習、卒業研究（JRP）と4年間を通じた体系的な積み上げ型の一貫教育（資料2-1-1, 3-5頁）により、問題発見、課題処理、政策評価の面で情報化、地域化、国際化に対応できる総合能力を涵養している。そこでは、第一に、憲法・民事法・刑事法の「基礎Ⅰ・Ⅱ」（講義形式）と「基礎演習」（少人数クラス）とを連動させ、講義と双方向型の討論を通じて行われる演習を相互補完的に有機的に組み合わせている。第二に、4年間継続して少人数教育を行い、問題発見、討論による問題展開発展、プレゼンテーション能力の向上が図られており、学生が修得した成果を確認する工夫がなされている。さらに、「社会情報処理論」など情報法関連の授業では、パソコンやインターネットの活用を支援するためにTAが配置されて、学生が効率的に学習できるよう配慮されている（資料3-1-1）。

また、国際的視点を深めるために、文化も言語もネイティブによって学習させ、外国人専任教員による授業や留学生と混合の授業を行っている（資料2-1-2, 3-6頁）。

講義に関する情報については学務情報システムを活用し、講義内容、参考文献など学生が事前に予習するための情報、試験に関する情報などを具体的にシラバスに記載するほか、各学期末の試験の後、問題・解答、出題趣旨および評価結果を法学部資料室で閲覧できる体制を整え、自己の学習を再検証する機会が提供する（資料3-1-2）など学生の学習支援に役立てている。

さらに、学外ではインターンシップで現場を学び、「賢人会議」では社会の第一線で活躍する人々に接して、学生が広い視野を持つ工夫がなされている。

資料3-1-1 TAの配置状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
インターンシップ	13	8	8	4
賢人会議	2	0	2	0
その他の講義	4	22	26	20

資料3-1-2 試験結果に関する学生への周知事項

1. 授業名
2. 担当教員名
3. 試験問題またはレポート課題
4. 受験条件（持ち込み、出席要件等）
5. 受験者数
6. 出題の意図
7. 採点のポイント
8. 全体の講評
9. GP分布（GP0～GP4はそれぞれ何人ずつか）点数とGPの対応は、次の通りです。
 - 0～59点 = GP0
 - 60～69点 = GP1
 - 70～79点 = GP2
 - 80～89点 = GP3
 - 90～100点 = GP4
10. (50点以上の受験者の) 平均点
11. 最高点

観点 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況)

学生の主体的学習支援のために、ガイダンスとアドバイザー制度の連携体制がとられている。第一段階では、毎年度はじめにガイダンスがすべての学生を一堂に集めて各学年ごとに行われ、かつ、1年次学生および2年次学生（2年次学生は平成17年度より）には、第2学期の冒頭でも行われて、主体的学習のための基礎情報を提供して学生の自律的な学習を繰り返し促している（編入学生、外国人留学生、帰国子女などには個別に行われる）。ガイダンスでは、カリキュラムならびにC A P制・G P A制について説明するなど、学生が、自己の成績状況を確認しながら講義を履修し、自律的に学習を深めるための方法が詳細に伝えられている。第二段階では、1年次と2年次学生には、アドバイザー教員が、毎週定時に面談時間（office hour）を設け、勉学上の相談を個別に受ける体制がとられている。3年次と4年次学生には、法政演習と卒業研究担当の教員がアドバイザーとなり個別の相談に応じている。アドバイザーには各学期末に担当学生の成績が配布され、成績不良学生の早期発見と早期対応が可能となり、また、学生がどのような関心をもって学習しているかを把握することができるので、学生の学習意欲を促す働きかけができる。さらに、生活相談を含む一般的な相談制度も整えられており、学習環境に関する相談にも対応して、主体的学習の側面援助として重要な役割を担っている（資料3-2-1）。なお、学習支援の一環として、成績に問題のある学生には、学務委員会が保護者等との「進路懇談会」を持ち、当該学生も同席の上で、進路や成績の向上のための方途を協議している。そこでは、学生が自主的に学習・受講するための情報と助言が提供され、学生が問題を自律的に乗り越える支援体制が用意されている。

リーガル・スタディや卒業研究（J R P作成）など少人数体制での授業では、学生は自ら課題を設定して報告をすることから、自ら調査を行う必要があり、そのために、中央図書館と法学部資料室が、様々な情報提供を行っている。資料室スタッフがレファレンス・サービスを行うとともに、判例データベースや外国の法律関連情報検索（レキシス・ネクシス）も利用できる。また、国際的視点で学習できるように、国際交流関係コーナーや日本に関する外国語文献のコーナーが設けられている。

こうしたものの他に、スピーチコンテストという外国語でプレゼンテーションをする機会が設けられており、学生が自ら主体的に学習し聴衆の前で報告するインセンティブとなっている。

資料 3-2-1 学生相談件数

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
60	63	68	62

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

各年次にリーガル・スタディ、基礎演習、法政演習、卒業研究（J R P）を配置し、4年間を通して少人数かつ双方向・多方向型授業を組み込み、学生の問題意識や能力に応じた個別的学習を促すと同時に、全学年を通して学生一人一人に対応するアドバイザー教員を指定するなど、教員と学生とが個別の対応を行う仕組みを通して、学生が自主的に学習できる環境を整備し、学生の自主性を促す体制を整えている。その結果、自分で学習する能力が付いたとする学生が増加している（資料4-2-1, 3-11頁）。したがって、期待される水準を上回るといえる。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

CAP制が設けられているので各学年で修得できる単位数には上限があるが、多くの4年次学生は3年次の終了時に卒業単位である124単位のうちで14単位(7科目)を残すだけになっている(資料4-1-2)。また、法学部が体系的かつ少人数教育を深化させた平成16年以降を見ると、全学生(夜間主コースは除く)の単位修得率も平成16年度の74.9%から平成19年度は77.7%へと上昇している。学生が身に付けた学力は、2年次に少人数教育により行われる「憲法基礎演習」「民法基礎演習」を例にとると、履修者の合格率は高く、リーガルリテラシーあるいはリーガルマインドを少人数教育で入学後の早い時期に形成されていることが分かる(資料4-1-3)。また、4年次学生は、平成19年度197名中183名が卒業研究においてプレゼンテーションを行い、最終的にはJRPを作成提出するなど、口頭での報告能力および問題発見・展開・文書作成の能力を適切に身に付けたといえる。

資料4-1-1 卒業生数

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
卒業生数(夜間主コース)	283(26)	298(16)	273(18)	202(1)

(注) 夜間主コースは平成16年度から学生募集を停止した。

資料4-1-2 各学年終了時における平均修得単位数(毎年5月1日現在)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1年生	35.3	36.0	35.8	36.1
2年生	37.7	38.6	37.2	37.7
3年生	36.2	36.6	36.7	33.3
4年生	12.5	12.5	14.0	15.2

(参考) 平成16年度に入学した学生の平均修得単位数は、35.3(1年次)+38.6(2年次)+36.7(3年次)=110.6で3年次終了時には、卒業要件単位まで約14単位を残すのみとなる。

資料4-1-3 基礎演習などの合格率

	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	履修者数	合格者数	合格率(%)	履修者数	合格者数	合格率(%)	履修者数	合格者数	合格率(%)
憲法基礎演習	191	188	98.4	177	172	97.2	182	180	98.9
民法基礎演習	173	173	100.0	165	163	98.8	167	165	98.8

(注) 基礎演習などは平成17年度より開講されている。

観点 学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況)

法学部学生に対して行われた全学調査からは、法学部での講義に熱意を感じるなど好意的な評価が増加しており(資料4-2-1)、また、卒業生を対象にした平成17年度と平成19年度の卒業時アンケートのデータによれば、法学部での講義などに満足およびほぼ満足と答えた学生はそれぞれ77.1%と75.5%であり、講義およびその他の大学生活における期待について肯定的な評価をしている。卒業時調査における記述アンケートでは、「論理的思考力が身についた」「各自の責任で学習の幅が広がること」「教員と学生の距離がとても近い」など、学部が講義に際して重視していることが学生に伝わっていると判断できる。また、

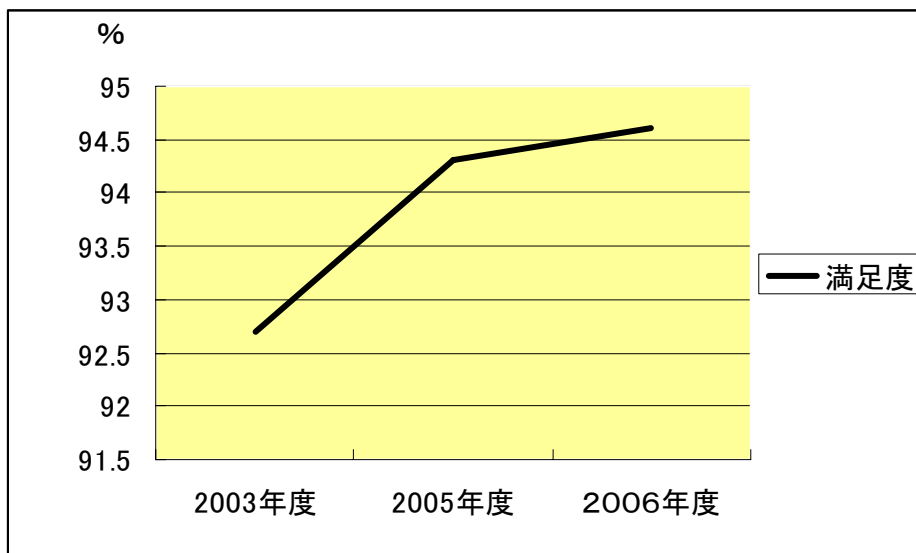
法学部が独自に行った授業評価（平成13年度～平成17年度のうち平成16年度と17年度分）では、法学部の主要科目（憲法・民法・刑法・政治学原論）についての満足度は平均1.34ポイントを、「知見は得られたか」に関しては1.51ポイントを示しており、学業成果に対する学生の評価は平均（平均値は1）を上回っている。さらに、卒業時に行っている卒業生対象のアンケート調査でも、法学部で受けた教育に対する満足度は上昇傾向を見せている（資料4-2-2）。

資料4-2-1 法学講義に対する学生の評価

	平成18年度	平成19年度
熱意を感じる	73.7	75.5
内容が分かりやすい	58.5	62.5
講義のプレゼンテーションがよい	60.2	66.1
自分で学習する能力が付く	58.1	64.1
講義への満足度	61.3	67.2

（注）平成18年より行われている全学教育機構の調査から作成。「非常にあてはまる」「ややあてはまる」と回答した者の割合（%）を示す。

資料4-2-2 法学部卒業についての満足度



（注）卒業時に行う法学部調査より作成。ただし、2004年度は調査を行っていない。

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準）期待される水準にある

（判断理由）

学生の単位修得状況（資料4-1-2）やその内容などから、学生が段階的に学力を身に付けながら卒業単位を修得していると判断できる。また、単位修得率は徐々に向上しており、教育に関する改善の努力が顕れたものと言える。さらに、卒業時の卒業生の評価も学生が満足するものとなっており、法学部の教育目標にそった成果が現れていると判断できる。したがって期待される水準にある。

分析項目V 進路・就職の状況

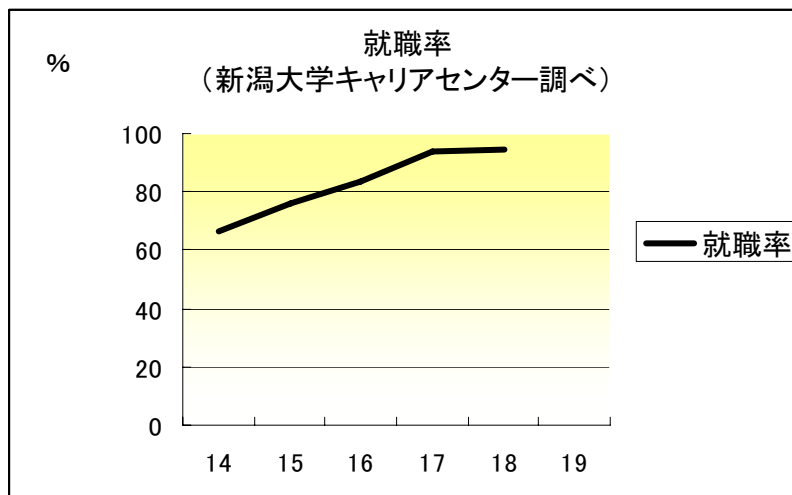
(1) 観点ごとの分析

観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

法学部生の就職率は、学生への教育体制の充実により成績などの向上も見られ、平成15年度75.9%から着実に上がってきている(資料5-1-1)。「連帯する精神」を基調とし「社会的正義の実現」を可能とするコミュニケーション能力を有する「責任感を持つ」自律した個人である法学部学生の進路は、公務員や民間企業(一般企業のほか、金融・保険、マスコミ)など多様なものとなっており、法的素養をもったジェネラリストなどの人材を求める関係者の期待にそったものとなっている(資料5-1-2)。就職先の内訳は、公務員・民間の割合がおおむね一定している。また、実務法学研究科や大学院進学なども10%程度見られる。

資料5-1-1 就職率



資料5-1-2 卒業生の進路状況

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
公務員	国家公務員	10	15	9	11
	地方公務員(県)	11	11	6	8
	都道府県警察官	11	5	17	5
	地方公務員(市町村)	12	15	16	11
	小計	44	46	48	35
民間企業	金融・保険	24	37	51	34
	一般企業	77	116	102	87
	小計	101	153	153	121
進学		24	27	25	15
合計		169	226	226	171
就職率 (%)		83.5	93.9	94.8	93.4
進学率 (%)		8.5	9.1	9.2	7.4

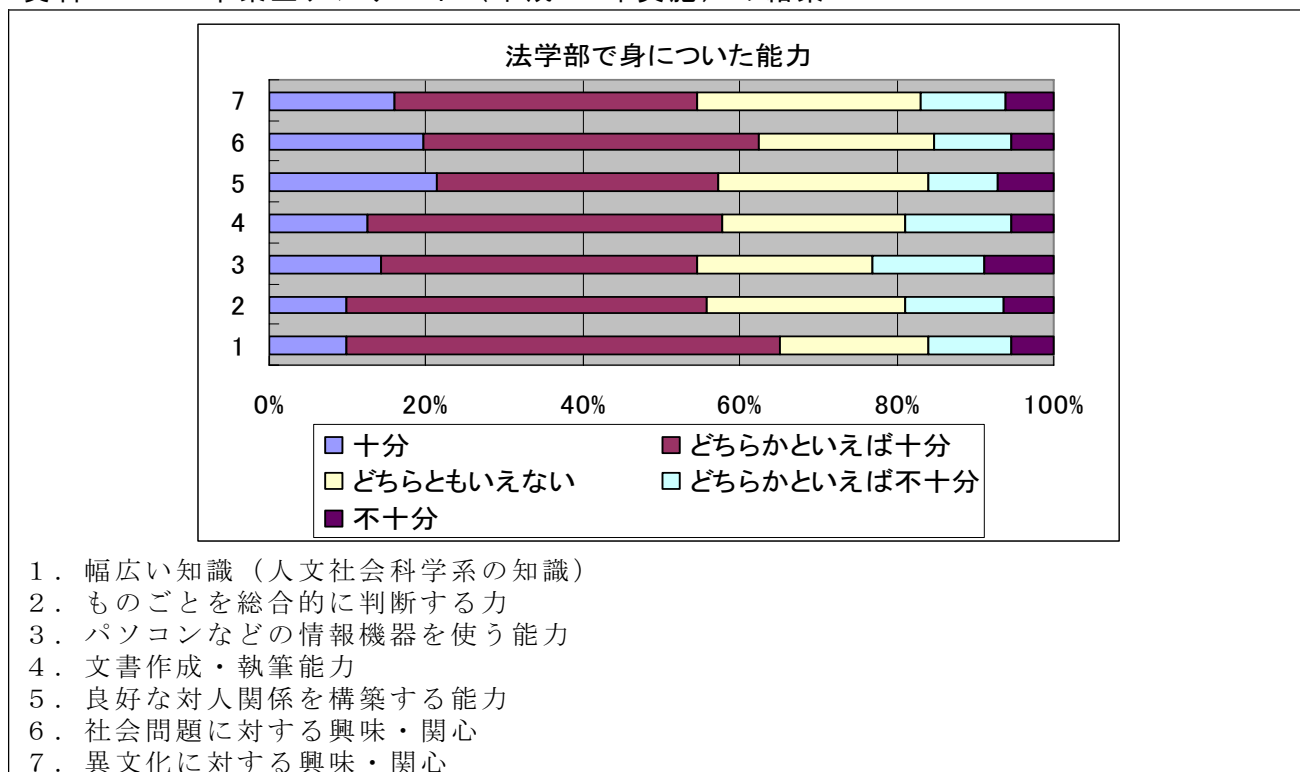
(注) 就職率は就職希望者数に対する就職者数の割合、進学率は卒業生数に占める進学者数の割合。

観点 関係者からの評価

(観点に係る状況)

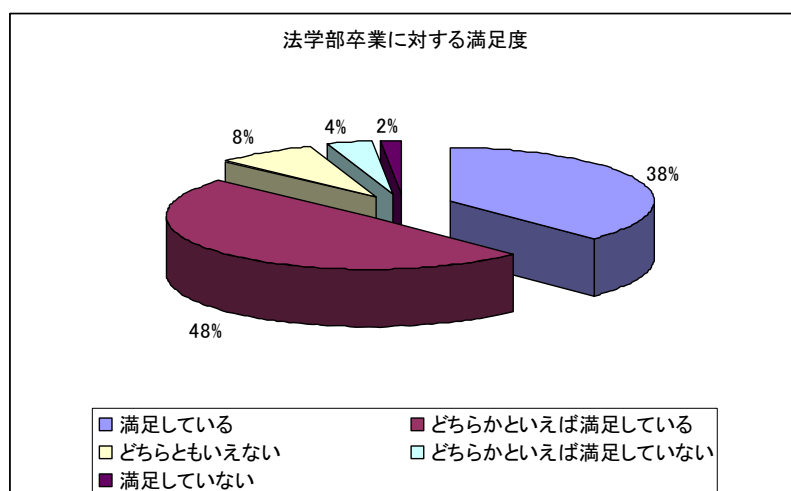
すでに実社会で働く卒業生を対象とする卒業生アンケート調査からは、法学部では「幅広い知識」や「社会問題に対する興味・関心」が涵養されていることが分かる(資料 5-2-1)。学部の教育方針の一つである、社会に関して深い理解力や専門的および広い知識を修得する点が、大学外の関係者から高く評価されているといえる。さらに、法学部において受けた教育に対しては、圧倒的多数が高い満足度を示している(資料 5-2-2)。また、インターンシップ担当教員や就職担当教員に対しては、毎年、恒常的に企業から学生の紹介依頼があり、とりわけ卒業生がいる企業からの問い合わせが見られる。このことは、法学部の教育が、企業にとって適格な人材を育成していることを如実に示している。

資料 5-2-1 卒業生アンケート(平成 18 年実施)の結果



(注) 卒業生アンケート調査は平成 18 年度に平成 15~17 年度卒業生を対象に全学的に行われた。法学部卒業生の回答数は 112 名であった。

資料 5-2-2 法学部の教育に関する卒業生の満足度



(注) 出典は資料 5-2-1 に同じ。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

学生の卒業後の進路（資料 5-1-2）から判断すると、法学部の教育が目指している「連帯する精神」、「社会的正義の実現」、「責任感を持つ」に合致した資質を有する学生は、ひるく公務員から民間企業までバランスよく社会での進路を見出しており、また、直接の関係者である卒業生からは法学部教育に対する満足度が高く示されている（資料 5-2-2）。したがって、期待される水準にあると判断できる。

Ⅲ 質の向上度の判断

①事例1「少人数専門教育」(分析項目Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ)

(質の向上があったと判断する取組)

平成16年までは、法政演習などで個々に行われていた少人数教育が、リーガル・スタディ、基礎演習、法政演習、卒業研究という、4年間を通して積み上げる方式で、一貫した少人数教育を行う仕組みに再編され、一人一人の学生へ細かな指導を常時行える体制を展開している。こうした指導により、卒業時にJRPを独力で作成する力をもつことが可能となり、平成20年2月のJRP発表会においては、183名がJRPを作成して発表したことなどからみて、課題を発見でき、その課題を自力で検討分析でき、その結果を文書として作成できるといった能力の涵養に成功している。

②事例2「3つの段階による教育」(分析項目Ⅱ)

(質の向上があったと判断する取組)

平成16年度以降、学部教育を基礎教育科目・専門基礎教育科目・社会人準備教育科目という3段階にして、学生がより一層体系的な教育を受けることができる仕組みを作った。例えば、法政演習と連動させてJRPの作成およびJRP発表会でのプレゼンテーションを義務付けた卒業研究の実施はその一例である。これらは、少人数による教育だけでなく、体系的に組み立てられた教育による継続的教育を実現することができ、最終段階でJRPを作成する能力を等しく学生が修得できるようになっている。

③事例3「アドバイザー制度の創設と運用」(分析項目Ⅲ)

(質の向上があったと判断する取組)

平成16年度より、入学時から1年次学生および2年次学生に対して一種のクラス制をおき、個別の教員が学生を対象としてオフィスアワーを設け、学習をはじめとする様々な相談や支援を行って、学生がキャンパスで孤立しないための働きかけとして効果をあげている。アドバイザーを通して、年間様々な働きかけがなされて、学生の状況を把握する役割も果たしている。また、3年次以上の学生に対しても、法政演習や卒業研究によってアドバイザー同様の支援体制が整備されており、教員と学生とが常時顔の見える密接な関係を維持することで、学習支援の重要な役割を果たしており、レベルの高い学習支援体制を実現できた。

④事例4「インターンシップ制度の展開」(分析項目Ⅱ)

(質の向上があったと判断する取組)

法学部は全学に先駆けてインターンシップを実施してきており、参加学生ならびに対象となる企業に関する情報やインターンシップ運用の経験を有している。現在でも、送り出し学生の選抜から、終了後の報告書作成および公表に至るまで、相手方機関と細かな連携をとって、受け入れ企業にもプラスとなるような働きかけをしている。企業の業績分析をした学生の事例では、企業から高い評価を受けるなど、法学部独自の方式で行うインターンシップは、法学部の教育に関して質の向上をもたらしたと判断できる。